

# 富士見市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	112,839	40,601,329	892,226	5,627,756	13.9	14.5

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

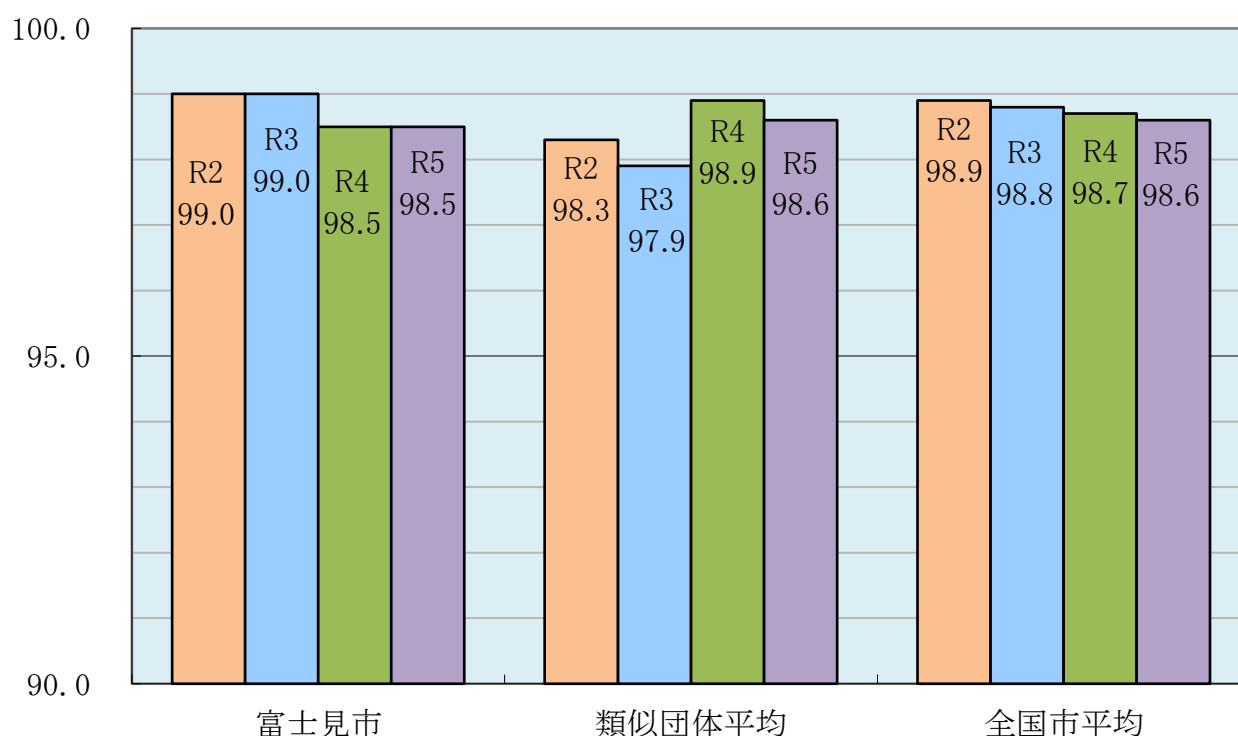
区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和4年度	563	2,060,391	555,234	863,020	3,478,645	6,179	6,312

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況 ※富士見市は人事委員会を設置していないため、記載なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与勧告率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 ( % )	%	%	%

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の 支給割合A	公務員の 支給月数B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

平均引下げ率 1.73%(一般行政職)  
 実施時期 平成28年4月1日  
 激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準10%に対し、富士見市においても10%を支給。  
 (実施時期)改定なし。  
 (参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度 の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合
		4月1日 時点	遡及 改定後								
国基準による 支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
富士見市の 支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富士見市	40.9 歳	304,236 円	398,025 円	362,964 円
埼玉県	41.8 歳	317,507 円	410,989 円	365,421 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.1 歳	314,152 円	413,271 円	364,499 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
富士見市	56.2 歳	12 人	337,658 円	394,150 円	385,083 円
うち学校給食員	—	—	—	—	—
埼玉県	55.9 歳	153 人	332,633 円	386,940 円	369,843 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円
類似団体	52.9 歳	32 人	317,817 円	372,763 円	355,112 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
富士見市	—	—	—	—
うち学校給食員	飲食物調理従事者	44.8 歳	269,300 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
富士見市	—	—	—
うち学校給食員	—	3,577,300 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和2年～令和4年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		富士見市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	195,200 円	194,711 円	185,200 円
	高校卒	162,900 円	161,396 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	164,037 円	— 円
	中学卒	— 円	148,039 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,480 円	344,375 円	— 円	418,200 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	369,925 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

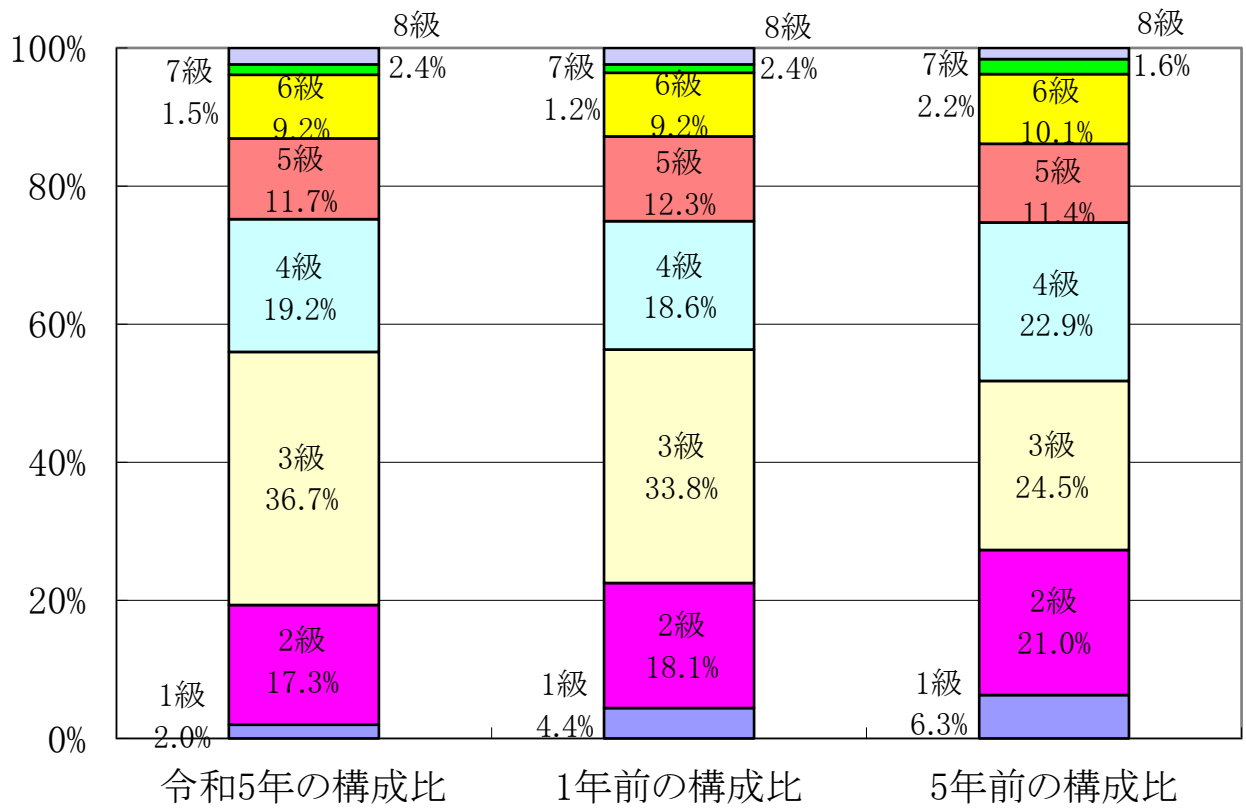
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

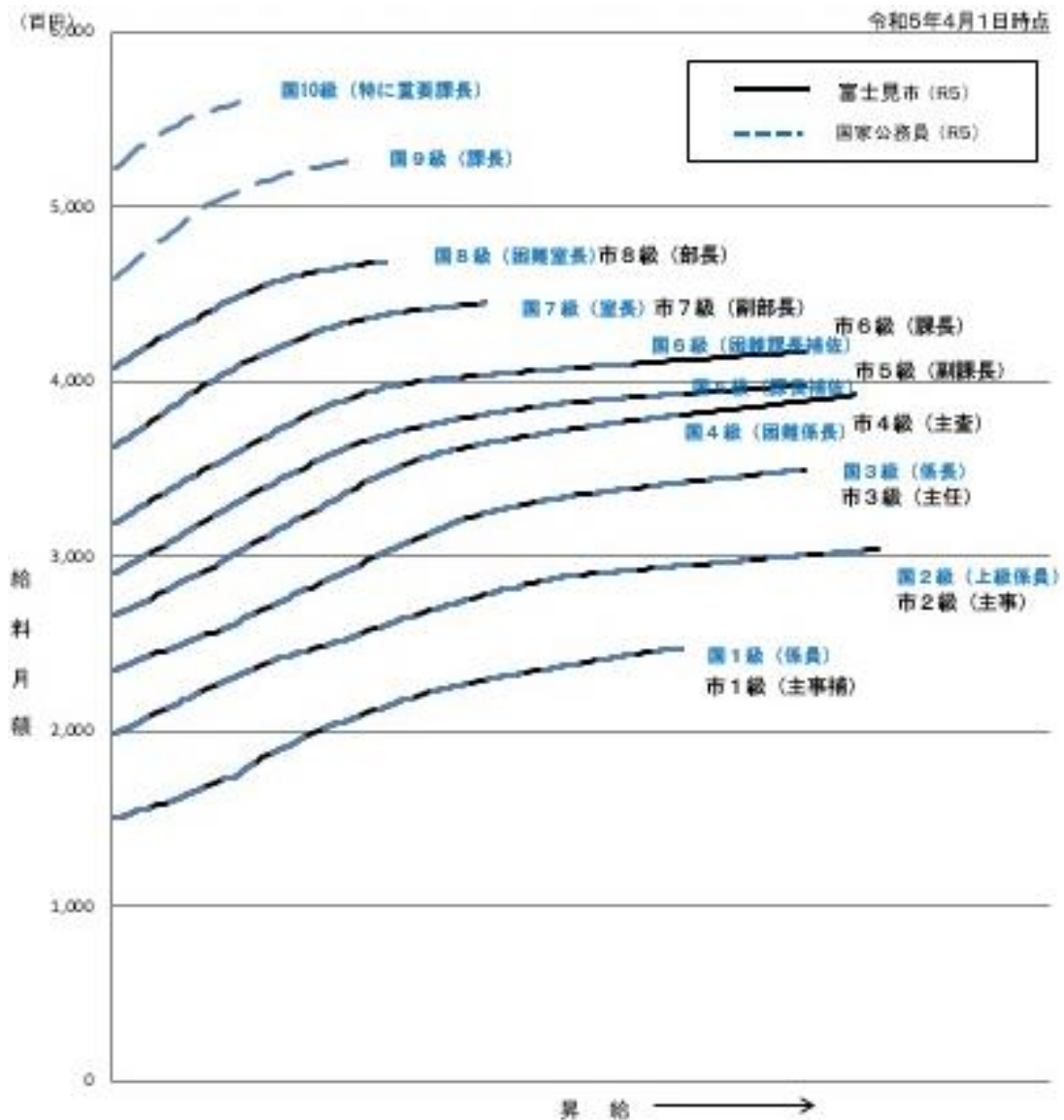
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長相当の職務	10 人	2.4 %	408,100 円	468,600 円
7 級	副部長相当の職務	6 人	1.5 %	362,900 円	444,900 円
6 級	課長相当の職務	38 人	9.2 %	319,200 円	417,200 円
5 級	副課長の職務	48 人	11.7 %	290,700 円	398,000 円
4 級	主査相当の職務	79 人	19.2 %	266,000 円	392,200 円
3 級	主任の職務	151 人	36.7 %	234,400 円	350,000 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	71 人	17.3 %	198,500 円	304,200 円
1 級	定形的の業務を行う職務	8 人	2.0 %	150,100 円	247,600 円

(注) 1 富士見市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(富士見市)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分			○		○
標準の区分のみ(一律)		\		\	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士見市		埼玉県		国	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,519 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,650 千円		—	
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 ( 1.35 )月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 0.95 )月分		(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 ( 1.35 )月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 0.95 )月分		(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 ( 1.35 )月分 勤勉手当 2.00 月分 ( 0.95 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(注) 国は令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。□

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(富士見市)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)		\		\	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

富士見市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	4,798 千円	20,228 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		222,025 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		377,594 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	10 %	583 人	10 %

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		3,606 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		32,774 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		18.2 %		
手当の種類(手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	収税課	市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関する業務	0千円	戸別訪問(徴収) 日額350円 戸別訪問(差押) 日額600円
防疫業務手当	健康増進センター	感染症等防疫業務	0千円	日額500円
行旅死病人取扱業務手当	福祉政策課	行旅死病人等の収容・保護業務	0千円	1件収容 5,000円 保護 1,000円
特殊車両操作業務手当	都市計画課、道路治水課	特殊車両の操作・運転業務	18千円	マイクロバスの運転 日額350円 大型バスの運転 日額400円 グレーダー、ショベルローダー及び高圧洗滌車の運転 日額600円
社会福祉業務手当	福祉政策課、高齢者福祉課、障がい福祉課	社会福祉に関する業務	1,446千円	現業 月額4,500円 作業所 月額3,000円
保育業務手当	保育所、みずほ学園	保育業務	1,765千円	保育所 月額2,000円 みずほ学園、特別支援学校 月額2,500円 児童館 月額1,000円
ボイラー運転業務手当	学校給食センター	ボイラー運転業務	88千円	日額200円
土木作業手当	都市計画課、道路治水課	道路の補修、植栽の剪定その他の土木作業	242千円	日額240円(土木作業用自動車の運転業務に従事した場合は日額290円)
現場業務手当	建設部等に勤務する技能労務職員以外の職員	建築行為等に係る検査業務	0千円	日額200円
災害出動手当	全職員	災害発生時等に出動した場合	48千円	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	153,986 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	444 千円
支給実績(令和3年度決算)	152,067 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	424 千円

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②父母等 6,500円 (①②とも、8級の職員は3,500円) ③子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がある場合は、その数に5,000円を乗じた額を加算。	同じ	—	51,216 千円	234,932 円
住居手当	借家居住者 家賃額に応じた額(最高支給限度額 28,000円)	同じ	—	44,765 千円	315,242 円
通勤手当	①交通機関利用者 運賃相当額 ②交通用具使用者 通勤距離に応じた額(上限31,600円※60km以上)	異なる	・通勤距離区分を細分化	29,962 千円	65,705 円
管理職手当	部長 80,000円 部長相当職 70,000円 副部長級 60,000円 課長級 55,000円 副課長級 40,000円	異なる	・支給区分及び支給額が異なる	70,000 千円	530,302 円
休日勤務手当	1時間当たりの単価×135%	同じ	—	(時間外手当に含む)	(時間外手当に含む)

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	911,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	( 円 )	1,030,000 円 /	686,000 円
報 酬	議 長	450,000 円	760,000 円 /	450,000 円
	副 議 長	400,000 円	670,000 円 /	390,000 円
	議 員	379,000 円	620,000 円 /	370,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和4年度支給割合)	3.75 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合)	3.95 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.35×1.15	17,600,520 円	任期毎
	備 考	給料月額×在職月数×0.21×1.15	8,995,392 円	任期毎
		※支給額については埼玉県市町村総合事務組合退職手当支給条例による		

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

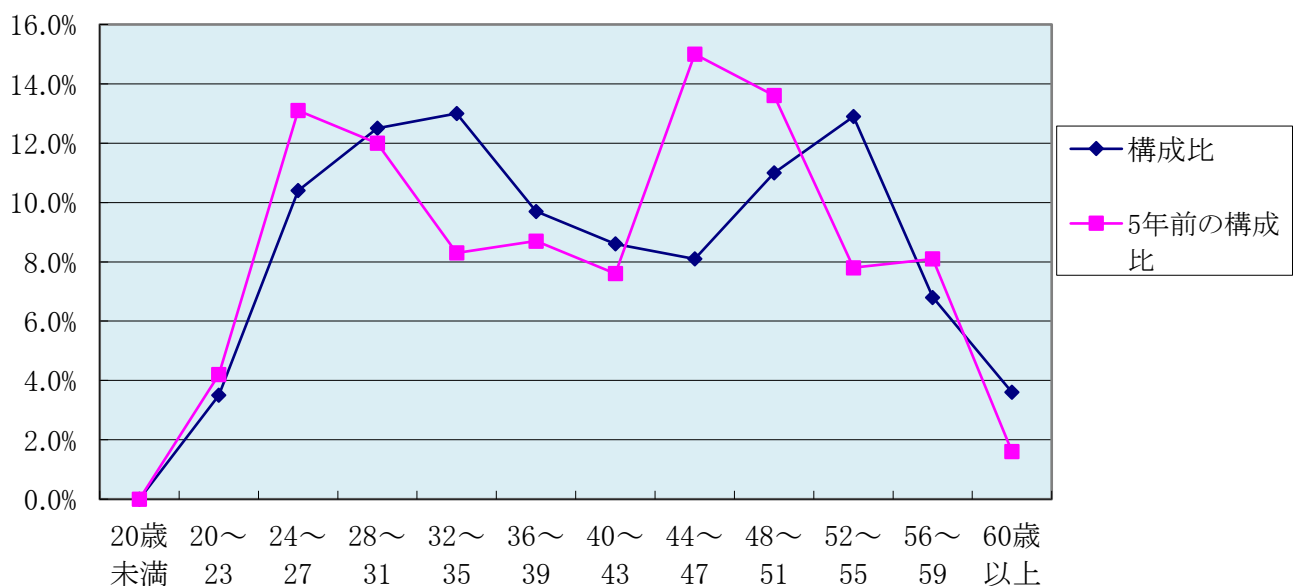
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	6	1	再任用短時間勤務職員の退職に伴う増
		総務	169	167	▲2	派遣職員帰任による減、出張所担当の減等
		税務	43	41	▲2	育児休業者の復帰による減・任期付職員の任期満了による減
		民生	182	179	▲3	人事配置上の減
		衛生	23	24	1	人事配置上の増
		労働	1	1	0	
		農林水産	8	9	1	育児休業者の補充による重複
		商工	5	5	0	
		土木	64	63	▲1	派遣職員帰任による減、公園整備事業終了による減等
	小計	500	495	▲5	<参考>人口1万人当たり職員数 43.78人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 47.43人)	
	教育部門	63	63	0		
小計	563	558	▲5	<参考>人口1万人当たり職員数 49.35人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61.81人)		
公営企業等	会計部門	水道	12	12	0	
		下水道	12	12	0	
		その他	25	25	0	
		小計	49	49	0	
合計		612	607	▲5	<参考>人口1万人当たり職員数 53.68人	
		[ 717 ]	[ 717 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	21人	63人	76人	79人	59人	52人	49人	67人	78人	41人	22人	607人

### (3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	増減数	増減率
一般行政	450人	469人	482人	489人	500人	495人	45人	10.0%
教育	68人	72人	71人	63人	63人	63人	▲5人	▲7.4%
普通会計計	518人	541人	553人	552人	563人	558人	40人	7.7%
公営企業等会計計	48人	48人	49人	50人	49人	49人	1人	2.1%
総合計	566人	589人	602人	602人	612人	607人	41人	7.2%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	1,910,231	330,840	59,881	3.1	2.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費16,614千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A	(参考)団体平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和4年度	12	45,532	11,665	19,698	76,895	6,408	6,018

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士見市水道事業	44.7 歳	356,658 円	518,435 円
団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

富士見市水道事業		富士見市	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,608 千円		1,519 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
( 1.35 )月分	( 0.95 )月分	( 1.35 )月分	( 0.95 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

富士見市水道事業				富士見市					
(支給率)	自己都合		勸奨・定年	(支給率)	自己都合		勸奨・定年		
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	19.6695	月分	24.586875	月分	
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	28.0395	月分	33.27075	月分	
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	39.7575	月分	47.709	月分	
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	47.709	月分	47.709	月分	
その他の加算措置				その他の加算措置					
定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)				定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)					
1人当たり平均支給額	—	千円	20,434	千円	1人当たり平均支給額	4,798	千円	20,228	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度以降は退職者がいないため、平成26年度から平成29年度までの4年間に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			4,817	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			401,430	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
市内全域	10 %	12 人	10 %	

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	給水担当	高置式・地下式受水槽 検査業務	0千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)		1,200	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		133	千円
支給実績(令和3年度決算)		418	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)		46	千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②父母等 6,500円 (①②とも、8級の職員は 3,500円) ③子 10,000円 ※満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 がある場合は、その数に 5,000円を乗じた額を加算。	同じ	—	1,152 千円	230,400 円
住居手当	借家居住者 家賃額に応じた額(最高 支給限度額 28,000円)	同じ	—	330 千円	330,000 円
通勤手当	①交通機関利用者 運賃 相当額 ②交通用具使用者 通勤 距離に応じた額(上限 31,600円※60km以上)	同じ	—	369 千円	46,140 円
管理職手当	部長 80,000円 部長相当職 70,000円 副部長級 60,000円 課長級 55,000円 副課長級 40,000円	同じ	—	1,488 千円	496,000 円
休日勤務手当	1時間当たりの単価×135%	同じ	—	(時間外手当に含む)	(時間外手当に含む)